

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号）第22条の規定に基づき公告する。

令和6年5月7日

佐伯市長 田中利明



第1 競争入札に付する事項

1 件名	令和6年度 佐伯市弥生学校給食センター厨房機器購入
2 納入・設置場所	佐伯市弥生大字井崎1311番地1（佐伯市弥生学校給食センター内）
3 納入・設置期限	令和6年12月13日 ただし、シンク付ドライピーラー以外の厨房機器は令和6年8月23日までに納入すること。
4 主な仕様	厨房機器の納品・設置及び既存機器の撤去・処分
5 予定価格	公表しない。
6 最低制限価格	適用しない。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者に限り入札への参加を認める。
なお、競争入札参加資格等の共通事項については、第6に記載。

区分	要件	備考
1 業種	問わない	佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成24年佐伯市告示第155号、改正 令和4年佐伯市告示第194号。）第6条の有資格者名簿に登録された者であること。
2 主たる営業所の所在地等	求める	大分県内に本店もしくは支店等を有する者であること。
3 資格	求める	「厨房設備施工技能士（2級以上）」の有資格者を担当者として配置すること。

第3 入札手続等

1 担当課

(1)	入札及び契約担当課	部署：佐伯市教育委員会 体育保健課 住所：佐伯市中村東町6番9号（佐伯教育市民ホール「まな美」） 電話番号：0972-22-4134 電子メールアドレス：kyusyokushitsu@city.saiki.lg.jp
-----	-----------	---

2 仕様書等の閲覧の期間、場所及び方法

(1)	閲覧期間	自 令和6年5月7日 午前8時30分 至 令和6年5月28日 午後5時00分
(2)	閲覧場所及び方法	佐伯市ホームページ/ https://www.city.saiki.oita.jp/new_list.html からダウンロードして取得すること。 上の方法が困難な場合は、第3の1の担当課へ電話すること。

3 仕様書等に対する質問書の提出方法等

(1)	提出期間	自 令和6年5月7日 午前8時30分 至 令和6年5月16日 午後5時00分
(2)	提出先	部署：佐伯市教育委員会 体育保健課 住所：佐伯市中村東町6番9号 電話番号：0972-22-4134
(3)	提出方法等	仕様書等に質問がある場合には、指定の質問書を用いて(1)の提出期間内に電子メールにより(2)の提出先へ提出するものとし、提出期限までに必着すること。 ※入札参加資格申請書記載の電子メールアドレスから送信されるものとする。

4 上記3の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。）

(1)	質問者への回答期限	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
(2)	回答書の閲覧期間	自 令和6年5月9日 午前8時30分 至 落札者が決定するまで
(3)	閲覧場所	佐伯市ホームページ/ https://www.city.saiki.oita.jp/new_list.html 上の方法が困難な場合は、第3の1の担当課へ電話すること。

5 申請書等

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書及び厨房設備施工技能士（2級以上）資格確認書（以下「申請書等」という。）を次により提出しなければならない。

(1)	提出書類	ア 競争入札参加資格確認申請書 1部 イ 厨房設備施工技能士（2級以上）資格及び雇用確認書 1部
(2)	提出期間	自 令和6年5月7日 午前8時30分 至 令和6年5月20日 午後5時00分 ※書留又は簡易書留による郵送に限る。
(3)	提出方法等	提出書類の様式は、佐伯市ホームページからダウンロードして取得すること。 上の方法が困難な場合は、第3の1の担当課へ電話すること。 第3の1に記載する担当課宛に書留又は簡易書留等にて提出すること。 提出期間内に第3の1に記載する担当課に必着とする。 期間内に届かなかったときは、入札参加資格がない者として取り扱う。
(4)	その他	提出された申請書等は、返却しないものとする。 (2)の提出期限以降における申請書等の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

6 事前審査及び入札参加資格の通知

入札参加者から提出された申請書等に基づき、入札書受付開始日の前日までに入札参加資格を確認するものとする。入札参加資格を有する者に対する確認の通知は省略することができるものとし、入札参加資格を有しない者の通知は、入札書受付開始日の前日までに行うものとする。

7 入札書の提出

(1)	入札方法	書留又は簡易書留による郵送入札
(2)	提出期間	自 令和6年5月21日 午前8時30分 至 令和6年5月28日 午後5時00分 ※書留又は簡易書留による郵送に限る。
(3)	提出先	〒876-0853 佐伯市中村東町6番9号 佐伯市教育委員会 体育保健課 学校給食係 「令和6年度 佐伯市弥生学校給食センター厨房機器購入」入札担当 行
(4)	提出方法等	ア 書留又は簡易書留による郵送に限る。（提出期間内必着） 普通郵便（到着時間が確認できないため。）のときは無効とする。 イ 入札書は佐伯市ホームページからダウンロードし、指定の様式を用いること。 ウ 入札書に記載する金額は、物品のほか、納入設置、撤去・処分に要する一切の経費を含めた金額（税抜き）を記載すること。 エ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。 オ 入札書への記載は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。 カ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。 キ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ク 入札書提出に必要な費用は、入札者の負担とする。
(5)	入札回数	入札回数は、原則として1回とする。

8 開札

(1)	予定日時	令和6年5月29日 午前9時00分
(2)	場所	佐伯教育市民ホール「まな美」2階第1市民研修室
(3)	立会	開札の立会いは行わないものとする。 開札時の立会人は、佐伯市教育委員会体育保健課以外の他の部署の者を立ち会わせるものとする。

第4 落札者の決定

	(1) 第3の8による開札後、有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 (2) 決定に際し、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、入札者によりあらかじめ入札書に記載された「くじ番号」を用い、くじにより落札者を決定する。くじの仕組みは、以下ア～オのとおりとする。 ア くじ番号の記入がない、または「000」の場合は書留お問い合わせ番号の下3桁の数値を使用する。（くじ番号は、3文字組み合わせた数字のうち、左を百の位、中を十の位、右を一の位とする。）
--	---

1	落札者の決定	<p>イ 書留番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に、参加者にくじ番（0, 1, 2 …）を付与する。</p> <p>ウ クジ参加者の入札書に記載されたくじ番号を合計し、その合計をくじ参加者数で除算した余りを当選番号とする。</p> <p>エ ウの計算による当選番号と一致したbのくじ番号のくじ参加者を落札者とする。</p> <p>オ 書留番号は一般書留、簡易書留において、日本郵便が配達記録管理に使用している番号とする。</p> <p>(3) 決定後、契約担当者は、落札者のみ開札日に通知する。また、その他の者には電子メールにて結果を通知する。</p> <p>(4) (2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。</p>
---	--------	---

第5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求及び回答	<p>(1) 競争参加資格がないと認められた者は、第3の5の通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式は任意）を持参して求めることができる。ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(2) アの書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。</p> <p>(3) (1)の書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。</p>
---	-----------	---

第6 競争入札参加資格等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
2	指名停止の有無	<p>第3の5(1)の提出期間内に、佐伯市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成17年佐伯市告示第73号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止措置を受けていない日が含まれる者であること。</p> <p>佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成24年佐伯市告示第163号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止措置を受けていない日が含まれる者であること。</p>
3	佐伯市暴力団排除条例に基づく措置	この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号。）第6条第1項に定める暴力団関係者でないこと。
4	不渡りの有無	開札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続等の有無	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申し立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の許可が決定し、又は再生計画の許可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

第7 その他の事項

1	入札説明会	実施しない
2	入札保証金	免除する
3	契約保証金	<p>(1) 契約者は、佐伯市契約規則第6条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 1の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供を持って代えることができる。この場合において、当該担保の価格は、ア及びイにあっては額面金額、ウ及びエにあっては時価の10分の8として算定する。</p> <p>ア 国債又は地方債 イ 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 ウ 政府保証のある債券 エ 市長が確実と認める社債 オ 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証</p> <p>(3) 佐伯市契約規則第6条第3項の規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p>

		(1) 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。 ア 委任状を提出しない代理人のした入札 イ 記名押印を欠く入札 ウ 金額の記載がない入札 エ 入札金額の訂正に訂正印のない入札 オ 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札 カ 誤字脱字等により、意思表示不明瞭であるとき。 キ 2以上の意思表示をした入札 ク この公告に示した申請書等を提出しない者のした入札（申請書等の未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。） ケ この公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札 コ 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札 サ 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。 シ 関係諸法令又は入札に関する条件に違反した入札 (2) この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行うものとする。 ア 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画デープ、ファクシミリ送信票等の具体的な物証 イ 明確な落札予定金額（率）。ただし、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を超えるものに限る。 ウ 一般競争入札においては、入札参加者（特定建設工事共同企業体の場合にあってはその組合せ）。ただし、入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く。 エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの。
4	入札の無効	(1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。 (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ確定しないものとする。 (3) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
5	契約書の作成	(1) 前金払い 無し (2) 出来高払い 無し
6	支払い条件	(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、佐伯市談合情報対応マニュアル（平成19年4月1日施行）、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。 (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。 (3) 契約担当者は、開札後、落札者決定をするまでの間に落札候補者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とするものとする。この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効としたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ア 指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき。 イ この入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (5) この公告において期日の定めのない事項については、公告日を基準日とする。 (6) この公告において「納品」「設置」「納入」の意味内容を次のとおりとする。 「納品」… 廚房機器を当該センター内に運び込むこと 「設置」… 廚房機器を使用できるように給排水・電気・ガス等を接続し備え付けること 「納入」… 廚房機器の試運転及び仕様方法等の説明を行い、契約担当者に受け渡すこと
7	その他	(7) 入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。 (8) 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。 (9) 契約担当者は、必要があると認められる場合は、開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (10) この競争入札に参加しようとした者から提出された入札金額内訳書、申請書等は公表しないものとする。ただし、佐伯市情報公開条例（平成17年佐伯市条例第13号）に基づく情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。

- | | | |
|--|--|--|
| | | <p>(11) 入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。</p> <p>(12) 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。</p> <p>(13) 契約保証金の納付を担保の提供を持って代える場合は、事前に第3の1の担当課に相談すること。</p> <p>(14) 契約書類の提出に必要な費用は落札者の負担とする。</p> <p>(15) その他不明な点は、第3の1の担当課まで照会すること。</p> |
|--|--|--|